

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の  
一部改正について

このことについて、指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成30年2月7日提出

教育長 平松直巳

説明

この案を提出するのは、教育公務員特例法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるからである。

## 指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由・概要

教育公務員特例法が一部改正されたことにより、規則の整理を行うものである。また、その他、所要の改正を行うこととした。

### 2 改正の内容

教育公務員特例法の一部改正により、規則で引用している同法の条文番号を整理するとともに、所要の改正を行うものである。

### 3 施行期日

公布の日

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則（平成二十年愛知県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二条第一項中「（名古屋市立の学校を除く。以下同じ。）」を削る。

第三条第一項第二号中「（名古屋市を除く。以下同じ。）」を削る。

第四条第二項中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

指導が不適切な教員の認定及び指導改善研修に関する規則の一部改正新旧対照表

新

旧

(趣旨)	(趣旨)
<p>第一条 この規則は、指導が不適切な教員に係る認定及び指導改善研修（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十五条第一項に規定する指導改善研修をいう。</u>以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「教員」とは、県立学校に勤務する教諭等（教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師をいい、常時勤務の者（条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）に限る。以下同じ。）及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）<u>第一条及び第二条に規定する職員をいう。</u>）である教諭等をいう。</p> <p>2 略</p> <p>第三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める教員が、指導が不適切な教員に該当すると思料するときは、愛知県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるところにより、愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対し、当該教員について、指導が不適切な教員である旨の認定の申請をするものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 市町村の教育委員会 当該市町村の設置に係る市町村立学校に勤務する教員</p> <p>2 略</p> <p>第四条 県教育委員会は、前条第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る教員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指導が不適切な教員である旨の認定をするものとする。</p> <p>一 以下 略</p> <p>2 県教育委員会は、前項の認定に当たっては、教育長が定めるところにより、教育公務員特例法<u>第二十五条第五項に規定する者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>3 以下 略</p>	<p>第一条 この規則は、指導が不適切な教員に係る認定及び指導改善研修（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）<u>第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修をいう。</u>以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において「教員」とは、県立学校に勤務する教諭等（教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師をいい、常時勤務の者（条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）に限る。以下同じ。）及び市町村立学校（名古屋市の学校を除く。以下同じ。）に勤務する県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）<u>第一条及び第二条に規定する職員をいう。</u>）である教諭等をいう。</p> <p>2 略</p> <p>(指導が不適切な教員である旨の認定の申請)</p> <p>第三条 同上</p> <p>一 略</p> <p>二 市町村（名古屋市の学校を除く。以下同じ。）の教育委員会 当該市町村の設置に係る市町村立学校に勤務する教員</p> <p>2 略</p> <p>(指導が不適切な教員である旨の認定)</p> <p>第四条 同上</p> <p>一 以下 略</p> <p>2 県教育委員会は、前項の認定に当たっては、教育長が定めるところにより、教育公務員特例法<u>第二十五条の二第五項に規定する者の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>3 以下 略</p>